

# 第26期定時株主総会資料

第26期定時株主総会の招集に際しての  
電子提供措置事項

「新株予約権等の状況」  
「業務の適正を確保するための体制及び  
当該体制の運用状況」

第26期  
(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社ROBOT PAYMENT

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 8 回 新 株 予 約 権		第 1 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2018年3月29日		2019年5月15日	
新 株 予 約 権 の 数		43,725個		5,400個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	87,450株 2株)	普通株式 (新株予約権1個につき	10,800株 2株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1個あたり1円		1個あたり1円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり (1株あたり)	1,515円 758円)	新株予約権1個あたり (1株あたり)	1,515円 758円)
権 利 行 使 期 間		2018年3月30日から 2028年3月29日まで		2019年5月17日から 2029年5月16日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	41,250個	新株予約権の数	5,400個
		目的となる株式数	82,500株	目的となる株式数	10,800株
		保有者数	2名	保有者数	1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－名	保有者数	－名
	監 査 役	新株予約権の数	2,475個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	4,950株	目的となる株式数	－株
		保有者数	1名	保有者数	－名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者又はその代表者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2019年12月期乃至2027年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告

基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1 個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。
    - ① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%
    - ② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第12回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日		2019年5月15日	2019年10月11日
新株予約権の数		385個	17,900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 770株 (新株予約権1個につき 2株)	普通株式 35,800株 (新株予約権1個につき 2株)
新株予約権の払込金額		1個あたり1円	1個あたり1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 1,515円 (1株当たり 758円)	新株予約権1個あたり 1,515円 (1株当たり 758円)
権利行使期間		2019年5月17日から 2029年5月16日まで	2019年10月15日から 2029年9月30日まで
行使の条件		(注) 4	(注) 4
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 17,900個 目的となる株式数 35,800株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 385個 目的となる株式数 770株 保有者数 2名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

(注) 4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. 2021年6月4日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第20回新株予約権	第21回新株予約権
発行決議日		2021年3月26日	2021年3月26日
新株予約権の数		2,000個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき 2株)	普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき 2株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	1個あたり17円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 3,000円 (1株あたり 1,500円)	新株予約権1個あたり 3,000円 (1株あたり 1,500円)
権利行使期間		2023年3月31日から 2031年3月26日まで	2021年3月31日から 2031年3月26日まで
行使の条件		(注) 6	(注) 7
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名

(注) 6. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2023年12月期乃至2030年12月期の8事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

7. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2022年12月期乃至2030年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1 個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合 行使可能割合： 50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合 行使可能割合： 100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

8. 2021年6月4日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第24回新株予約権	第25回新株予約権
発行決議日		2023年5月24日	2024年6月13日
新株予約権の数		67個	64個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,700株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 6,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		1個あたり18,348円	1個あたり7,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 182,900円 (1株当たり 1,829円)	新株予約権1個あたり 217,600円 (1株当たり 2,176円)
権利行使期間		2023年6月12日から 2033年6月11日まで	2024年6月28日から 2034年6月27日まで
行使の条件		(注) 9	(注) 10
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 67個 目的となる株式数 6,700株 保有者数 3名	新株予約権の数 64個 目的となる株式数 6,400株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

(注) 9. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2023年12月期の前年比売上高成長率が20%以上であり、かつ2023年12月期の営業利益が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が1億円以上1.3億円未満の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1.3億円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における前年比売上高成長率及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

10. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2024年12月期の売上高が26億円以上であり、かつ2024年12月期の営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1 個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が3.5億円以上3.7億円未満の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が3.7億円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

		第27回新株予約権
発行決議日		2025年6月12日
新株予約権の数		58個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,800株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		1個あたり2,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 239,000円 (1株当たり 2,390円)
権利行使期間		2025年6月30日から 2035年6月29日まで
行使の条件		(注) 11
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 58個 目的となる株式数 5,800株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 11. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2025年12月期の売上高成が32.5億円以上であり、かつ2025年12月単月のリカーリング収益が2.85億円以上であり、かつ2025年12月期の営業利益が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が6.5億円以上7.0億円未満の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が7.0億円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第27回新株予約権	
発行決議日		2025年6月12日	
新株予約権の数		42個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	4,200株
		(新株予約権1個につき)	100株)
新株予約権の払込金額		1個あたり2,100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり	239,000円
		(1株あたり)	2,390円)
権利行使期間		2025年6月30日から 2035年6月29日まで	
行使の条件		(注) 1	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	42個
		目的となる株式数	4,200株
		交付対象者数	9名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		交付対象者数	一名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2025年12月期の売上高成が32.5億円以上であり、かつ2025年12月単月のリカーリング収益が2.85億円以上であり、かつ2025年12月期の営業利益が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が6.5億円以上7.0億円未満の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が7.0億円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
  - ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
  - ・当社は、リスク・コンプライアンス委員会等において定期的実施されるコンプライアンス遵守状況の報告等を通じ、当社におけるコンプライアンス遵守の状況を適時に把握、管理する。
  - ・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
  - ・当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
  - ・当社は、法令、定款及び社内諸規則等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内外の通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
  - ・当社は取締役会の諮問機関として、委員の過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置する。「指名・報酬諮問委員会」は、取締役の選任基準、指名、並びに報酬・賞与の体系・水準等に関する検討を行い、その結果を取締役に答申する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内諸規則等に則り作成、保存、管理する。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
  - ・当社は、「個人情報保護基本規程」等の社内諸規則等に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理組織を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
  - ・当社は、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会等において定期的実施される業務執行状況及びインシデントの報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

- ・当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
  - ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - ・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況を把握する。
  - ・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
  - ・当社は、リスク・コンプライアンス委員会等において定期的に実施されるコンプライアンス遵守状況の報告等を通じ、当社におけるコンプライアンス遵守の状況を適時に把握、管理する。
  - ・当社は、「内部通報規程」に基づき社内外の通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
  - ・当社の内部監査部門は、社内諸規程等に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
  - ・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
  - ・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  - ・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
  - ・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- ・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
  - ・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ・当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
  - ・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除規程」を定める。
  - ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針とする。
  - ・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務執行

定例取締役会を原則月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当期につきましては取締役会を15回開催し、当社の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。

### ②監査役の職務執行

監査役会につきましては、定例監査役会を月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催しており、当期につきましては監査役会を14回開催しました。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会への出席、代表取締役・取締役・執行役員・内部監査室長等からの意見聴取、各種資料閲覧、部門往査等を行うことにより、業務執行状況を監査しております。

### ③リスク管理及びコンプライアンス遵守

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理の状況把握や管理体制の整備等について体制整備を行っております。また、内部通報規程に基づき内部通報窓口を設け、定期的な研修等を通じて従業員に対して啓蒙活動を行っております。